

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和3年2月16日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和3年2月16日(火) 午前10時 開会  
午後11時35分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 渡辺慎吾 副委員長 村上英明 委員 弘 豊  
委員 檜村一臣 委員 光好博幸  
議長 森西正 副議長 水谷毅  
議員 香川良平

### 1. 欠席委員

塚本 崇

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 溝口哲也  
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 速水知沙  
同局書記 織田裕太

### 1. 案件

- ・令和3年第1回定例会審議日程及び議事日程について
- ・議会運営にかかる新型コロナウイルス感染症予防対策について
- ・議会運営における質問・質疑のあり方について

(午前10時 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日、大阪維新の会、塚本委員の代わりに香川議員が代理で出席されていますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところを議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

来る2月19日から開催されます令和3年第1回摂津市議会定例会におきまして、報告案件2件、予算案件13件、人事案件1件、条例案件15件、その他案件2件、合計33件の議案提出を予定いたしております。

それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から説明いたします。

なお、議案第9号、令和2年度摂津市一般会計補正予算書(第11号)で一部修正がございました。申し訳ございませんでした。

それでは、どうかよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は檜村委員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案について概要説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 概要説明の前に私のほうから、提出案件の議案について一部訂正がございましたことについてご説明申し上げます。

A4一枚もので提出案件の訂正についてという文書をお配りさせていただくとともに、議案第11号の令和2年度摂津市一般会計補正予算を全部差し替えさせていただきます。

内容につきましては、こちらの予算の第2条、繰越明許費につきまして、予算書の6ページに書いております、土木費・道路橋梁費の未就学児移動経路対策事業の事業名につきまして、移動という文字がダブっておりました。これを削って未就学児移動経路対策事業として訂正をさせていただくということでお願いを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

本日議員各位へ訂正分について差し替えをさせていただくとともにですね、きょう来られてない方につきましては、各会派の幹事長にご連絡の上で差し替えをさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

また、旧の間違っております分については、議会事務局のほうで回収をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。申し訳ございません。○渡辺慎吾委員長 ちょっと一言、委員長から言わせてもらうけど、あなた方のそのチェックするそういうシステムですけど、毎回毎回、こういうようなことが起きておるわけです。どのようなチェック体制をとっとるのか。いつも一人の目より二人、文書をしっかりとチェックする機能をやっぱり働かすとかやね、いろんなことを言うてるやん。毎回こんなことをして要らん金を使っているわけ。そのことに関してどない思ってるのか、ちょっと説明してくれるか。

○山口総務部長 複数の目でチェックをしていくということをお願いいたします。

ました。ここがなかなか徹底されていないというのは、これは事実かと思えます。

そのために、今回の印刷にかかる紙代、印刷費用をかけてしまったことについては誠に申し訳なく思っております。

今後のことをございますけれども、また同じことを言うてしまうことになるんですけれども、やはり、これは何もコンピューターとかのせいではなくて、やはり人間の仕事の仕方といいますか、チェックの体制のあり方の問題かというふうに思います。

やはり、以前、昭和40年代、昭和50年代と、私も昭和の時代にもいろいろな案件に携わっておりましたけれども、必ず文言一字一句、タイプで打ったりとかしてましたので、間違いがないようにということをやっておりましたけれども、そのあたりのことがやはり薄れてきたのかなと思います。

今後、これではいけないんですけれども、そのところはもう一度襟を正して、しっかりとチェックをしていきたいと思えます。誠に申し訳ございません。

○渡辺慎吾委員長 毎回同じことのおわびの言葉を頂くんですけど、これ、例えば民間でいろんな出版物とかそういうものを出すときに、その差し替えということになったら莫大な費用が要するというので、徹底してやっぱりチェックをしているわけ。そういうことがやっぱり民間で行われておるわけですね。

何で行政がこんなことをするのかというと、これはやっぱり税金で賄われていて、安易な気持ちでチェックしているような状況が、これは職員の心の中にそういうものが宿ってるのと違うか。だから毎回毎回こんなことになって、やっぱり市民に負担

をかけてるわけや。

そういうことがね、毎回行われているような状況やったら、やっぱりそういう責任をどういうふうにするかということも考えていかなあかん。

副市長はどう思ってますか。こんなこと、簡単に終わらすことにならんと思うので。毎回同じことになって。

きょう、ここへ来る前に電話があって、こういうことになったけど、そんな間際しかこういうことが分からへんこと自体がおかしい話や。

副市長、答えてくれますか。部長は座ってください。

○奥村副市長 今回、またこういう訂正がございました。

今まで、それぞれ、そのたびに各部署についてはしっかりチェックするようというふうに言っておりましたが、また、こういうことになりました。

以前でしたら、それぞれ手書きであり、それからそろばんであり、そういうことで非常に緊張感の中で仕事をやってきたことは確かでございます。

今、パソコン等々ですんなりと変換ができるとか、そういうことで非常にそういうところでは進歩しているんですけども、その進歩にチェックが追いつかないというのが現状であろうかというふうに思っております。

今後につきましては、同じことの繰り返しになりますけれども、しっかりとチェック、気のゆるみのないように、まずはしっかりと気持ちを持ってチェックをするように、また指導していきたいというふうに思っております。

○渡辺慎吾委員長 まあ、これね、いっぱい案件があるからこれぐらいにしときま

すけど、俺は賛成できへんけど、AIに任しといたほうが確かなん違うかというような時代が、やっぱりこれやったら来るよ、こんな人的なことで無理が生じておるような状況やったら。

その辺のことをもう言うても仕方ないかもしれんけど、毎回毎回こんな間違いをしているような、心の緩みやで、それだけはしっかりと指摘しておくんで、その点だけはよろしくお願いします。

続いて、概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和3年第1回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第1号は、令和2年度摂津市一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告の件でございます。

本件は、予防接種法の臨時接種に関する特例に基づき、厚生労働大臣の指示の下、市町村が実施主体となり、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するため、早急な対応が必要となる事業への経費につきまして、歳入歳出それぞれ4億214万8,000円を追加する補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により1月20日に専決処分いたしましたので、ご報告させていただきます。

主な内容は、歳入では国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金3億267万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金9,947万8,000円を計上いたしております。

歳出では、ワクチン接種委託料2億3,200万円、コールセンター等業務委託料7,000万円などを計上いたしております。

次に、報告第2号は、損害賠償の額を定

める専決処分報告の件でございます。

本件は、公用自動車による車両接触事故による損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和2年12月4日、金曜日、午後4時3分頃、摂津市鳥飼西五丁目1番地先において、現場確認のため走行中の公用小型乗用車が、相手方車両と擦れ違いの際に接触し、当該車両の一部を損傷させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。

また、損害賠償の額は2万5,768円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補てんされるものでございます。

なお、1月29日に示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただきます。

続きまして、議案第1号から第8号までは、各会計の令和3年度当初予算でございます。

まず、議案第1号、令和3年度摂津市一般会計予算でございます。

令和3年度当初予算額は400億6,100万円で、令和2年度当初予算額372億2,400万円と比べ、28億3,700万円、7.6%の増となっております。

次に、議案第2号、令和3年度摂津市水道事業会計予算でございます。

収益的収入は21億2,976万7,000円で、前年度に比べ、9,931万1,000円、4.5%の減となっております。

収益的支出は19億4,644万8,000円で、前年度に比べ、4,188万6,000円、2.1%の減となっております。

資本的収入は8億6,443万5,000円で、前年度に比べ、867万円、1.0%の増となっております。

資本的支出は17億9,126万2,000円で、前年度に比べ、1億5,492万7,000円、9.5%の増となっております。

その結果、収入合計は29億9,420万2,000円で、前年度に比べ、9,064万1,000円、2.9%の減となっております。

支出合計は37億3,771万円で、前年度に比べ、1億1,304万1,000円、3.1%の増となっております。

次に、議案第3号、令和3年度摂津市下水道事業会計予算でございます。

収益的収入は37億3,593万6,000円で、前年度に比べ、3,186万7,000円、0.8%の減となっております。

収益的支出は35億3,546万5,000円で、前年度に比べ、4,520万9,000円、1.3%の減となっております。

資本的収入は28億1,553万円で、前年度に比べ、9億926万7,000円、24.4%の減となっております。

資本的支出は40億4,352万6,000円で、前年度に比べ、9億7,057万円、19.4%の減となっております。

その結果、収入合計は65億5,146万6,000円で、前年度に比べ、9億4,113万4,000円、12.6%の減となっております。

支出合計は75億7,899万1,000円で、前年度に比べ、10億1,577万9,000円、11.8%の減となっております。

次に、議案第4号、令和3年度摂津市国民健康保険特別会計予算でございます。

当初予算額は96億9,743万8,000円、前年度に比べ、1億7,091万3,000円、1.7%の減となっております。

次に、議案第5号、令和3年度摂津市財産区財産特別会計予算でございます。

当初予算額は13億8,401万7,000円、前年度に比べ、2,993万4,000円、2.2%の増となっております。

次に、議案第6号、令和3年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算でございます。

当初予算額は1,269万8,000円で、前年度に比べ、602万1,000円、32.2%の減となっております。

次に、議案第7号、令和3年度摂津市介護保険特別会計予算でございます。

当初予算額は69億4,160万6,000円で、前年度に比べ、2億3,643万円、3.3%の減となっております。

次に、議案第8号、令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

当初予算額は12億6,232万9,000円で、前年度に比べ、3,393万3,000円、2.8%の増となっております。

続きまして、議案第9号から議案第13号までは、令和2年度の各会計の補正予算となっております。

年度末を控え、決算を見込みながら不用額を整理するほか、一部増額補正を行うなど予算調整を図っております。

まず、議案第9号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第11号)でございます。

現計予算額483億7,632万3,000円に4億1,909万6,000円を追加し、補正後の予算額を487億9,541万9,000円とするものでございます。

繰越明許費では、コミュニティプラザ管理事業など14事業を追加するほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業の金額を変更し、令和3年度に繰り越すものがございます。

債務負担行為では、市立みきの路空調給湯設備等改修事業を廃止するほか、中学校給食調理業務等委託事業の限度額を変更するものがございます。

地方債の補正では、道路等整備事業など6事業を追加するほか、市立みきの路空調給湯設備等改修事業など、2事業の限度額を変更するものがございます。

次に、議案第10号、令和2年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

収益的収入では、現計予算額22億2,327万5,000円から6,089万3,000円を減額し、補正後予算額を21億6,238万2,000円、収益的支出では、現計予算額19億7,481万1,000円から3,316万円を減額し、補正後予算額を19億4,165万1,000円、資本的収入では、現計予算額8億5,576万5,000円から1億1,770万円を減額し、補正後の予算額を7億3,806万5,000円、資本的支出では、現計予算額16億3,395万円から1億7,029万2,000円を減額し、補正後の予算額を14億6,365万8,000円とするものがございます。

企業債の補正では、施設改修事業の限度額を変更するものがございます。

次に、議案第11号、令和2年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的支出では、現計予算額35億7,649万4,000円から660万2,0

00円を減額し、補正後の予算額を35億6,989万2,000円、資本的収入では、現計予算額37億2,479万7,000円から2,890万円を減額し、補正後の予算額を36億9,589万7,000円、資本的支出では、現計予算額50億1,377万6,000円から6,368万9,000円を減額し、補正後の予算額を49億5,008万7,000円とするものがございます。

企業債の補正では、公共下水道事業など2事業の限度額を変更するものがございます。

次に、議案第12号、令和2年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、現計予算額98億9,742万3,000円に671万5,000円を追加し、補正後の予算額を99億413万8,000円とするものがございます。

次に、議案第13号、令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、現計予算額72億8,331万6,000円から1億8,136万6,000円を減額し、補正後の予算額を71億195万円とするものがございます。

また、繰越明許費では、大阪府地域医療介護総合確保基金事業を設定し、令和3年度に繰り越すものがございます。

次に、議案第14号、教育委員会委員の任命について同意を求める件でございます。

本件は、教育委員会委員の福元実氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものがございます。

次に、議案第15号は、摂津市情報通信技術を活用した行政の通信に関する条例

制定の件でございます。

本件は、情報通信技術を活用した行政の推進に関し必要となる事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、市の機関は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システムを計画的に整備することとし、情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずることとするものでございます。

また、申請等のうち他の条例等において書面等により行うことが規定されているものについては、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるとし、当該電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして当該申請等に関する条例等を適用することとするものでございます。

そのほか、他の条例等において、申請等に際して添付することが規定されている書面等については、市の機関が電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等により当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または、参照することができる場合には添付することを要しないこととするものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日としております。

次に、議案第16号、北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例制定の件でございます。

本件は、千里丘駅西地区の市街地再開発事業の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでござい

す。

主な内容といたしましては、市街地再開発事業の種類は第一種市街地再開発事業とし、その名称は北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業とするものでございます。

また、市街地再開発事業に要する費用は、公共施設管理者の負担金、国の補助金等を除き、市が負担することとし、市街地再開発事業により市が取得する施設建築敷地、もしくは、その共有部分または施設建築物の一部等は、公益上欠くことができない施設の用に供するため必要とする場合等を除き、公募により賃貸し、または譲渡することとするものでございます。

そのほか、市に設置する市街地再開発審査会の名称は摂津市千里丘西地区市街地再開発審査会とし、その委員の定数は7人とするものでございます。

なお、施行日は規則で定める日としております。

次に、議案第17号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市長の附属機関として鳥飼まちづくりランドデザイン策定委員会及び市街地再開発事業特定建築者選定委員会を設置するため所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日としております。

次に、議案第18号、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、廃止した摂津市老人医療費の助



成に関する条例の経過措置期間が終了することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、個人番号を利用することができる事務から、なお効力を有する旧老人医療費助成条例による医療費の助成に関する事務を削除するものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第19号は、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、会計年度任用職員の期末手当について、令和3年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.3月分から1.275月分に引き下げるものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第20号は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を改定するため所要の改正を行うものでございます。

なお、主な内容といたしましては、和解の仲介の会議に出席した農業委員会委員の費用弁償の額を1日につき6,900円から9,000円に引き上げるものでございます。

また、報酬では、日額6,900円である委員会、審議会等の委員の報酬の額を日額9,000円に引き上げるほか、公平委

員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び行政不服審査会委員の報酬の額を日額8,700円から日額1万1,000円に引き上げるとともに、スポーツ推進委員の報酬の額を年額3万4,000円から日額9,000円に変更するものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第21号は、摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市の機関の求めに応じて出頭し、または参加した証人、関係人等に支給する実費弁償の額を改定するため所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、証人等の実費弁償の額を1日につき6,900円から9,000円に引き上げるほか、併せて字句等の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第22号は、特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、特別職の職員の期末手当及び退職手当の支給に係る在職期間等に関する規定の整備を行うため所要の改正を行うものでございます。

その内容は、本条例第1条におきまして、特別職の職員の期末手当の支給に関する在職期間の算定について、一般職の職員の例によることとするものでございます。

本条例第2条におきましては、国家公務員等から引き続いて副市長となった者の退職手当の特例を定めるもので、国家公務員等が国家公務員退職手当法等による退職手当を受けないで、引き続いて副市長と

なった場合には、当該国家公務員等としての在職期間はその者の副市長としての在職期間に通算することとし、当該副市長が退職した場合において、その者が引き続いて国家公務員となったときは退職手当は支給しないこととするものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第23号は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、同法附則第1条の2が削除されたことに伴い、同条を引用している部分の改正を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第24号は、摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、旅費として移転料、着後手当及び扶養親族移転料を新設するとともに、旅費に関する規定の全般にわたり条文の整備を行うため所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、職員が出張した場合に加え、赴任した場合においても、当該職員に対し旅費を支給することとし、その種類は移転料、着後手当及び扶養親族移転料とするものでございます。

移転料は、赴任に伴う住所または居所の移転について、路程等に応じ、定額により支給することとし、その額は赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じて、10万7,000円から32万4,000円までの範囲内の額、赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、その2分の1に相当する額と

するものでございます。

着後手当は赴任に伴う住所または居所の移転について定額により支給することとし、その額は宿泊料の額の5夜分に相当する額とするものでございます。

扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給することとし、その額は赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとにその時点の際における年齢に従いそれぞれ算定される額によることとするものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、移転料、着後手当及び扶養親族移転料に関する規定は施行日の属する月の初日以後に出発する旅行について適用することといたしております。

次に、議案第25号は、摂津市立の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市立認定こども園の設置に伴い、認定こども園の学校医等に係る公務災害補償を市長が実施することとなるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第26号は、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、国民健康保険の保険料率の改定を行うとともに、国民健康保険法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、基礎賦課額の保険料率について、所得割を7.89%から8.1%に、被保険者均等割を2万8,607円から2万9,049円にそれぞれ引き上げ、世帯別平等割を3万258円か

ら3万244円に引き下げるものでございます。

後期高齢者支援金等賦課額の保険料率につきましては、所得割を2.69%から2.73%に、被保険者均等割を9,358円から9,478円にそれぞれ引き上げ、世帯別平等割を9,875円から9,858円に引き下げるものでございます。

介護納付金賦課額の保険料率につきましては、所得割を2.66%から2.47%に、被保険者均等割を1万9,729円から1万8,213円にそれぞれ引き下げるものでございます。

また、基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円から17万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。ただし、一部の規定は公布の日といたしております。

次に、議案第27号は、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、介護保険の保険料率の改定を行うとともに、介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を設定するとともに、保険料の第7段階の基準所得金額を200万円未満から210万円未満に、第8段階の基準所得金額を300万円未満から320万円未満にそれぞれ変更するものでございます。

また、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定に

ついては、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除することとするものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第28号は、摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、厚生労働省令であります指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者に対して、事業継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の発生またはその再発を防止するための措置等を義務付けることとするものでございます。

ただし、令和6年3月31日までの3年間は努力義務とするものでございます。

また、サービス担当者会議など、各種会議においてテレビ電話装置等を活用して行うことができることとするほか、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者における諸記録の保存・交付等については、電磁的記録・方法により行うことができることとするものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。ただし、一部の規定は同年10月1日といたしております。

次に、議案第29号は、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、消防団員の報酬の額を改定するとともに、消防団員の休団制度を導入するため所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、消防団員は任命権者の承認を受けて3年を超えない範囲内で消防事務への従事の休止、以下休団と言いますが、これを行うことができることとし、休団をしている期間については報酬を支給しないこととするものでございます。

また、消防団員の報酬の年額については、団長にあつては8万7,000円から8万2,500円に引き下げ、副団長にあつては5万2,000円から6万9,000円に、分団長にあつては3万1,000円から5万500円に、副分団長にあつては1万8,600円から4万5,500円に、部長、班長にあつては1万8,600円から3万7,000円に、団員にあつては1万6,300円から3万6,500円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第30号は、損害賠償の額を定める件でございます。

本件は、水道管の漏水による物件損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第9条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和2年10月9日金曜日、午後6時30分頃、

摂津市千里丘五丁目9番18号地先において、埋設水道管から漏水が発生し、当該漏水により隣接するガス管を損傷させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては議案書のとおりでございます。

また、損害賠償の額は389万4,516円で、全額、公益社団法人日本水道協会から補てんされるものでございます。

最後に、議案第31号は、市道路線認定の件でございます。

本件は、千里丘93号線など7路線を市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和3年第1回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

それでは、審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 第1回定例会の審議日程等の事務局案についてご説明申し上げます。

まず、会期は2月19日から3月29日までの39日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の2月19日は、令和3年度市政運営の基本方針と付託案件についての提案説明、即決

案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締め切りでございます。

2月25日の正午が代表質問の届出締め切りでございます。

3月8日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託の後、9日にかけての2日間が代表質問でございます。

11日が文教上下水道常任委員会及び民生常任委員会、12日が総務建設常任委員会と常任委員会予備日、15日、16日及び17日が常任委員会の予備日、18日が駅前等再開発特別委員会でございます。

また、17日の正午が一般質問の届出締め切りでございます。

25日が議会運営委員会、29日は本会議で、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程につきましてご説明申し上げます。

まず、2月19日につきましては、日程1は会期の決定でございます。

日程2は、令和3年度の市政運営の基本方針でございます。

日程3は、教育委員会委員の任命についての同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに一括簡易採決と備考欄に記載させていただきます。

日程4は、議案第1号、令和3年度摂津市一般会計予算など付託案件の28件で、一括して提案説明を受けていただきます。なお、質疑は後日となります。

日程5は、議案第30号、損害賠償の額を定める件で、即決でございます。

日程6は、議案第31号、市道路線認定の件で、即決でございます。

日程7は、報告第1号で、報告を受けていただきます。

日程8は、報告第2号で、同じく報告を受けていただきます。

3月8日は、日程1が議案第1号、令和3年度摂津市一般会計予算など付託案件の28件で、質疑の後、所管の委員会へ付託となります。

日程2が代表質問でございます。

9日も代表質問でございます。

最終日、3月29日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第1号など委員会付託案件の28件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、おつけしております議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

次に、おつけしております所管別分割表につきましては、議案第1号令和3年度一般会計予算及び議案第9号令和2年度一般会計補正予算(第11号)について付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしということで、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○渡辺慎吾委員長 それでは再開します。

説明事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 写真撮影についてご説明させていただきます。

2月19日の市長の令和3年度市政運営の基本方針に関する説明の際に、例年どおり写真撮影を行いたいとの申し出がございます。

また、3月8日、9日の代表質問時には、議会だより第222号に質問をされている様子の写真を掲載できるように、印刷委託先のカメラマンによって写真撮影をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 次に、議会運営に関わる新型コロナウイルス感染症予防対策について協議させていただきます。

本日は、この感染症対策について協議いただくことになりましたのは、大阪府において1月13日から再度の緊急事態宣言が発出されましたが、現時点においても解除されない状況となっていることから、感染症拡大防止に向けたさらなる対策が必要と判断したことによるものでございます。

これについては、各会派内でご協議いただくために事前に資料を配付しておりますので、本日は各会派のご意見を発表いただき、協議・決定してまいりたいと思っております。

それでは、資料1をご覧ください。

ここでは、本会議場と委員会室における

新型コロナウイルス感染症予防対策について記載しております。

これまで本市議会では、手指消毒の徹底、マスクの着用、出入口扉や窓の開放による常時換気及びアクリル板の設置など感染症対策を実施してまいりました。

しかしながら、近隣市の状況を見ると、緊急事態宣言下において様々な感染症対策を講じており、本市議会においても新たな改善案について検討する余地があると考え、本日は協議させていただきたいと思っております。

ここでは、本会議場及び委員会室の感染症予防対策として、物的対応と人的対応について分けて記載しております。

まず、本会議場での人的対応につきまして協議させていただきますので、事務局より説明後、各会派のご意見を伺いさせていただきます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、本会議場での人的対応につきましてご説明させていただきますので、本日お配りさせていただきました、協議事項整理表と書かれた資料をご覧ください。

本会議場での感染症対策につきましては、先ほど委員長からご説明がありましたとおり、手指消毒の徹底、マスクの着用、常時換気、そして、第4回定例会からはアクリル板の設置を実施してまいりましたが、これらの対策に加えまして、整理表に記載しております、①から④の対策を検討しております。

まず、①入室時の体温測定につきまして、これまで体温測定については自己管理という形で運用してきたところござい

すが、民間施設などでも実施されておりますように、入室前に非接触式の体温計により検温を行うもので、体温が37度5分以上の発熱者につきましては入室を禁止するというものでございます。

次に、②出席議員数の制限についてでございますが、こちらは本会議場への出席議員数を減らしまして、本会議場での3密を避けるための対策でございます。

これにつきましては、代表質問や一般質問時に限って実施することを想定いたしております。

また、どなたが出席または退席するかにつきましては、各会派内で事前に調整いただきまして、定足数を保った上で出入りしていただくこととなります。

なお、退席者の控室につきましては、議場周辺に部屋を確保することができないため、各会派控室で待機いただくことを想定しております。

次に、③出席理事者数の制限についてでございますが、こちらは本会議場への出席理事者数を減らしまして、本会議場での3密を避けるための対策となります。

これにつきましても、先ほどと同様に、代表質問や一般質問に限って実施することを想定しております。

退席する理事者につきましては、301会議室で待機をすることとなりますが、市長、副市長、教育長のいわゆる三役につきましては常時の出席とするものでございます。

最後に、④質問時間の制限につきましては、本市議会では代表質問や一般質問につきまして持ち時間を設けておりますが、その時間を短縮する運用を実施するというものでございます。

以上、本会議場での人的対応についての

説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わりました。

それでは、協議事項整理表に記載の本会議場での人的対応①から④につきまして、各会派からのご意見をお伺いさせていただきます。

大阪維新の会から、①から④の順に言ってください。

○香川良平委員 まず、①の入室時の体温測定に関しては、会派としてはマルです。

民間施設等で入室時に体温検査等はやっぱりやっているという部分で、議会でも可能であれば導入してもいいのかなというふうなのが会派の意見です。

②の出席議員数の制限、こちらに関しても会派ではマルでございます。

次に、③の出席理事者の制限、こちらに関してもマルです。

②と③は近隣市の状況等を見まして足並みをそろえるのもありかなというふうなことです。

④の質問時間の制限は、これに関しては現状維持でいいのかなと思ひ、バツとさせていただきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 それでは、改革クラブから言わせてもらいます。

改革クラブは、入室の体温測定マル、出席議員数の制限、これもマル、出席理事者の制限、これもマル、質問時間の制限、これはペケ。

公明党、お願いします。

○村上英明委員 ①の入室時の体温測定については賛成です。②の出席議員数の制限につきましては、代表質問は全員で、一般質問は制限をしてもいいのではないのかなというふうに思っています。ただ、定数を半分以上確保しなければいけないの

で、それは各会派でも半分以上というふうなこととかいうこともちょっと条件として制限したほうがいいのではないのかなと。一般質問のみ制限してもいいのではないのかなと。

○渡辺慎吾委員長 では、三角かな。

村上委員。

○村上英明委員 はい。

3番目の出席理事者の制限につきましては、代表質問は項目数が多くてほぼ全理事者にまたがるような質問の範囲だと思うので、代表質問は全員出席してもいいのではないのかなと。

また、答弁も、一括質問、一括答弁ということで発言数も制限されていますので、それも踏まえて、代表質問は全員出席してもいいのではないのかなと。

一般質問は制限をしてもいいのではないのかなというふうには思っております。

○渡辺慎吾委員長 これ、三角やね。

村上委員。

○村上英明委員 そうですね、はい。

4番目の質問時間の制限については現状維持。

○渡辺慎吾委員長 それでは、自民党・市民の会。

○光好博幸委員 1番につきましては、自民党・市民の会は現状維持で、体温測定は自己管理というところです。

これは、あくまでも測定ができるのであればマルなんですけども、人的負荷というところを考えると、自己管理でいいのではないかと、現状維持でございます。

2番目につきましては、出席議員の制限というところで、ある程度のソーシャルディスタンスといいますか距離が取れるという認識の下、これも現状維持でござい

ます。

3番につきましては、理事者側というところで行くと、ちょっと密な状況にも見えますので、これはマルでございます。

4番の質問時間につきましては、現状維持でバツでございます。

○渡辺慎吾委員長 それでは、日本共産党。

○弘豊委員 1番の体温測定ですけれども、これも自己管理が基本ではないかというふうな意見も出たんですが、ただ、今、一般的に外の施設等々で割と体温測定をやられているところも出てきているので、ここでもできる条件があるんだったらやったほうがいいのかなというふうなことで、会派としては一応マル。

2番、これはほかの議会と比べても、摂津市の市議会はそれほど人数的に密にはなっているというふうには思わないというのもあって、現状維持でいいのではないかと、バツです。

③の理事者のほうについては、これも公明党の村上委員が言っていたことも一定思うんですけど、ただ、議員席に比べたら密かなというふうなこともあって、この最低必要な人数、必要な答弁が確保できる範囲内というふうなことで三角かなというふうなことです。

あと、質問時間については現状維持で構わないと思いますので、バツで。

○渡辺慎吾委員長 民主市民連合。

○檜村一臣委員 ①の体温測定については自己管理でバツ、出席議員数の制限についても現状維持でバツ、出席理事者の制限についてなんですけども、制限をすることに特に反対ではないんですけど、現状維持でも構わないのかなというふうな感じがすかね、反対ではないんですけど、まあまあ制限しなくてもいいのではないかなと、



バツで。④質問時間の制限については、今までどおりでいいのでバツ。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩します。

(午前11時 3分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

それでは、ただいまの内容決定について事務局より確認をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、ただいまご協議、決定いただきました内容につきまして、事務局より確認をさせていただきます。

本会議場での人的対応につきまして、まず、①入室時の体温測定につきましては導入する方向で検討をさせていただきたいと思っております。

ただしですね、人的・物的やり方がそれぞれございまして、対応等、できるところできないところがございまして、そのあたり精査させていただきまして、また、導入に向けて前向きに検討していきたいと思っております。

次に、②出席議員数の制限及び③出席理事者の制限につきましては、継続協議という形でちょっとさせていただきまして、今後の新型コロナウイルス感染症の状況も見ながら、また、代表質問、一般質問等でのタイミングですればいいのか、その辺も、近隣市の状況も再度確認いたしまして、導入に向けて継続協議を進めていきたいと思っております。

④の質問時間の制限につきましては、全会派から現状維持ということでお答えいただいておりますので、導入しないという形でさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ただいまの事務局か

らの説明のとおりでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会室での対策について、まず、物的対応につきまして協議させていただきますので、事務局より説明後、各会派の意見をお伺いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、委員会室での物的対応につきましてご説明させていただきますので、右上に資料3をご覧ください。

委員会室での感染症対策につきましては、これまで手指消毒の徹底や窓の一部開放による常時換気などを実施してまいりましたが、新たな改善案といたしまして、机上等への飛沫防止パーテーションの設置を検討しております。

資料では案1及び案2として記載しておりますが、まず、案1につきましては、委員席及び理事者席に飛沫防止パーテーションを設置するというものでございます。

委員席につきましては、横だけではなく、前にもこのパーテーションを設置させていただくことを検討しております。座ったままでの質疑を行っていただくということを考えております。

次に、案2につきましては、委員席と理事者席の間に飛沫防止シートを設置するというものでございます。

なお、この飛沫防止シートは一定の高さがございますことから、従来どおりお立ちいただきながら質疑を行うことはできませんが、机上のパーテーションよりも透明度

が低いというものでございますので、委員と理事者の双方で顔が見えにくくなるということが想定されているものでございます。

以上、委員会室での物的対応についての説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わりました。

それでは、協議事項整理表の記載の、委員会室での物的対応①及び②につきまして、各会派のからのご意見をお伺いしたいと思います。

大阪維新の会。

○香川良平委員 物的対応の①がマル、②もマルなんですけど、どっちか選ぶというようなので、①のほうで十分かなと、②はバツ。

○渡辺慎吾委員長 うちも、①がマル、②はペケ。

では、公明党。

○村上英明委員 公明党のほうはですね、案①についてはバツで、案②のほうがマル。要は、この仕切りは両サイド、あるいは前面に置くため、スペースが狭くなるのではないのかなという感じがいたしますので、案2ということで。

○渡辺慎吾委員長 自民党・市民の会。

○光好博幸委員 私ども、①がマルでございます。②がバツ。これも②はデメリットに顔が見えないということもございますので①にしています。

○渡辺慎吾委員長 日本共産党。

○弘豊委員 うちの会派は①のほうでまとりました。

○渡辺慎吾委員長 民主市民連合。

○檜村一臣委員 うちも①。

○渡辺慎吾委員長 はい。以上ですね。

そしたら、一応、事務局より確認をお願いします。

その前にちょっと副委員長。

○村上英明委員 皆さん、①の案のほうで良だろうということでありますので、私ども公明党もそれで。

○渡辺慎吾委員長 はい、分かりました。

それでは、そういうことで①に決定しました。

次に、委員会室での人的対応につきまして協議させていただきますので、事務局より説明後、各会派のご意見をお伺いさせていただきます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、委員会室での人的対応についてご説明させていただきますので、資料2をご覧ください。

委員会室での感染症対策につきましては、これまでマスクの着用や理事者の配席を工夫するなど対策を実施してまいりましたが、新たな改善案といたしまして、入室時の体温測定、出席理事者の制限、委員会時の班再編成及び質問時間の制限を検討しております。

なお、入室時の体温測定につきましては、先ほどの本会議場での対応の際、実施することに決定いただきましたが、委員会室においても同様とすべきかについて再度ご協議いただければと思います。

私からは、出席理事者の制限、委員会時の班再編成及び質問時間の制限の3点についてご説明申し上げます。

まず、出席理事者の制限につきましては、現状においても原則といたしまして、課長級以上の職員に限るようアナウンスをして運用してきているところでございますが、一部におきましては課長代理級や係長級の職員も出席しているケースがござい

ますため、今後は課長級職員のみ限定するというものでございます。

次に、委員会時の班再編成につきまして資料4のほうをご覧ください。

ここでは、上段に現状の構成、下段に変更後の構成案を記載させていただいております。

総務建設常任委員会につきましては、現状、AチームとBチームに分けて審査を行っていただいておりますが、Aチームが30人、Bチームが14人という構成になっていることから、消防本部をBチームに変更することで22人ずつの構成となりまして、一定の空席率を確保いたしまして3密対策を講じるというものでございます。

次に、文教上下水道常任委員会のうち、教育委員会の審査につきましては、二つの部を一括で審査してまいりましたが、部ごとに審査を行っていただくことで、こちらについても一定の空席率を確保して、3密対策を講じるものでございます。

なお、民生常任委員会につきましても、同様に部ごとに審査を行っていただくことで空席率を確保し、3密対策を講じるというものでございます。

以上が委員会時の班再編成の説明でございます。

最後に、質問時間の制限につきましては、資料2に記載のとおり、北摂では吹田市のみが実施しておりまして、吹田市では原則午後3時には委員会を終了するという運用を行っているとのことでございます。

それにつきまして、本市においても同様の運用が必要かどうかというところにつきましてご協議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、委員会室での人的対応についての説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わりました。

それでは、協議事項整理表の委員会室での人的対応、①から④まで、各会派からご意見をお伺いさせていただきたいと思っております。

それでは、大阪維新の会。

○香川良平委員 ①マル、②マル、③バツ、④なんですけど、もともと質問時間の制限というのはない状況で、時間を目的とするならば、決算及び予算に係る審査では質問時間の制限等を設けてもいいのかなというふうには思うんですけど、決めかねるなと思っています。時間を短くするのが目的だったら制限するべきだと思いますので三角で。

○渡辺慎吾委員長 改革クラブは、①がマル、②マル、③マル、④ペケ。

公明党。

○村上英明委員 公明党は、①はマルで、②は、決算審査のときがちょっと気になる部分もあって、4月の人事異動をしたときに、自分の所管ではなかった部分の決算の説明をしないといけないということもあるので、決算審査についてはちょっと考えたほうがいいのかなど。あとはマルで、3番目はマルで、4番目はバツ、現状維持で。

○渡辺慎吾委員長 というと、2番は三角、ですか。3番目はマルやね。

村上委員。

○村上英明委員 はい。2番は三角、3番マル、4番はバツ。

○渡辺慎吾委員長 自民党・市民の会。

○光好博幸委員 1番目につきましては、本会議場での扱いでございまして、やるべきだと思います。人的な部分も含めて現状維持でバツです。2番目、理事者側の制限はマルです。3番目の班編成についてはマル、4番目の時間制限についてはバツです。

○渡辺慎吾委員長 次、日本共産党。

○弘豊委員 1番マル、2番もマル、3番もマルですが、今回の予算に係る審査は、仮でというふうなことで、これがずっとというようなことではないということを確認してほしいというふうに言われました。時間制限はバツです。

○渡辺慎吾委員長 次、民主市民連合。

○檜村一臣委員 1番はまた協議いただけると思いますが、とりあえずバツ、2番、3番マルで、4番バツです。

○渡辺慎吾委員長 それでは、暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

それでは、ただいまの決定内容について事務局より確認をお願いします。

○香山事務局主幹 それでは、ただいまご協議・決定いただきました内容につきまして、事務局より確認をさせていただきます。

委員会室の人的対応につきましてですが、①入室時の体温測定につきましては、先ほどの本会議場での体温測定と同様ですね、導入の方向で検討はさせていただきます、人的・物的というところを整理した上で、導入に向けて進めていきたいと思えます。

次に、②の出席理事者の制限につきましては、一部、ご意見もございましたけれども、今回、試行実施というような形でさせていただきます、また疑義が生じてくるようなことがございましたら、その都度、議会運営委員会でご協議いただきながら、また見直し等も行っていきたいと思っておりますので、一旦この形で実施の方向で進めさせていただきます。

③の委員会時の再班編成につきまして

は、弘委員からご意見がございましたけれども、この先ずっとではないというところで、あくまでコロナ禍の状況に限ってというところで考えておりますので、コロナ禍についてはこのような形で実施していきたいと考えております。

総務建設常任委員会のほうがまだ一部人数が多い状況もございますけれども、一旦この形で実施させていただきまして、今後コロナ禍の状況も見ながら、また、班の再編成等については検討していくということで、一旦はこの案のとおり実施させていただきたいと思えます。

なお、傍聴者につきましては、当然、セットで考えていかないとけませんので、傍聴者の数を半数に減らすのか、その辺については再度協議させていただきまして、同様の対応で実施してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

最後に、④質問時間の制限につきましては実施しないということで決定いただきました。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ただいまの事務局からの説明どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、本日決定いたしました、新たな改善案につきましては、本委員会終了後に委員長名で全議員へ通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、議会運営における質問・質疑のあり方について確認をさせていただきたいと思えますので、資料5及び資料6をご覧ください。

本件につきましては、令和2年第3回定例会終了後、奥村副市長より森西議長に対

し、委員会の質疑が一般質問化している傾向があり、それに伴って理事者の答弁も長くなり、結果として、委員会全体が長時間化しているため、質疑のあり方について改めて検討をお願いしたいとの申し入れがあり、さらには、複数の議員からも同様のご意見をいただいたことを受けまして、先日、正副議長、議会運営委員会正副委員長、各常任委員会委員長による協議・確認を行いました。

その会議の中においても、委員会の質疑が一般質問化している傾向があるのご意見もあり、コロナ禍の現状において、できるだけ会議時間が長時間化しないように、委員も理事者も心がけていく必要があると思っております。

これについては、決して質疑の機会を奪うものではなく、委員会において質疑の中身を精査し、一般質問化しないよう要点を絞って行っていただくことで、理事者の答弁時間の抑制にもつながり、ひいては円滑な議会運営を行うことができるものと考えております。

つきましては、資料5に記載している課題欄を確認いただくとともに、質疑応答欄の内容をいま一度確認いただき、今後の円滑な議会運営に議員一丸となって取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議会運営における質問・質疑のあり方についての確認は以上となりますが、ご不明な点はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 それでは、本日確認いただきました内容につきましては、ご了解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 渡辺 慎 吾

議会運営委員 檜 村 一 臣